

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画



環 境 省

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画

目次

まえがき

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

第1節 現状

- ##### 第2節 平成28年7月までのポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み
- 1 高圧トランス等、廃ポリ塩化ビフェニル等及び柱上トランス
 - 2 その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物

第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の 確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

第1節 保管事業者、製造者等、国及び地方公共団体の役割

- 1 保管事業者の役割
- 2 製造者等の役割
- 3 国の役割
- 4 地方公共団体の役割

第2節 処理施設の整備に関する方針

第3節 環境事業団を活用した拠点的広域処理施設による処理体制の整備の方向

- 1 環境事業団による拠点的広域処理施設の整備
- 2 環境事業団によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の実施のための体制
 - (1) 環境事業団の取組
 - (2) 都道府県市の取組
 - (3) 国の取組

3 処分を環境事業団に委託する保管事業者の責務

第4節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬の体制

- 1 収集運搬の安全性の確保
- 2 収集運搬に係るガイドラインの策定
- 3 計画的な収集運搬の体制の整備

第5節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による円滑な処理の推進

- 1 中小企業者の負担軽減措置
- 2 製造者等のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への資金の出しの協力

第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

第1節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る情報の収集、整理及び公開

- 1 全国のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等状況の情報の収集、整理及び公開
- 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進に必要な情報の公開
- 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進に必要な知識の普及等

第2節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する調査研究及び技術開発の推進

第3節 その他必要な事項

- 1 低濃度のポリ塩化ビフェニルに汚染された絶縁油を含むトランス等の処理
- 2 ポリ塩化ビフェニルの使用された部品を含む家電製品の処理
- 3 優良なポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への支援

ポリ塩化ビフェニルは、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有する物質であり、熱媒体、トランス及びコンデンサ用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い分野で使用されてきた。我が国では、これまで、約59,000トンのポリ塩化ビフェニルが生産され、このうち約54,000トンが国内で使用された。

昭和41年以降、世界各地の魚類や鳥類の体内からポリ塩化ビフェニルが検出されるなど、ポリ塩化ビフェニルによる汚染が地球全体にまで及んでいることが明らかになってきた。また、我が国では、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたポリ塩化ビフェニルが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起きた。その後、様々な生物や母乳等からも検出され、ポリ塩化ビフェニルによる汚染が問題となった。

このような状況を踏まえ、昭和47年からは、ポリ塩化ビフェニルの新たな製造はなくなり、さらに、昭和48年10月に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づき、昭和49年6月からは、その製造、輸入等が事実上禁止となった。

その後、我が国においては、高圧トランス及び高圧コンデンサを始めとしたポリ塩化ビフェニル廃棄物について、その処理体制の整備が著しく停滞していたため、長期にわたり処分がなされず、事業者において保管が行われてきたが、処分のめどが立たないまま長期にわたる保管が継続する中で、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念される状況となっている。

ポリ塩化ビフェニルは、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であり、その難分解性、高蓄積性、大気や移動性の生物種を介して長距離を移動するという性質から、将来の世代にわたり、地球規模の環境汚染をもたらすものである。国際的には、ポリ塩化ビフェニル等の残留性有機汚染物質による環境汚染を防止するため、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が平成13年5月に採択された。我が国は、平成14年7月の同条約締結の国会承認を経て、翌8月に加入した。この条約では、ポリ塩化ビフェニルに関し、平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分などが定められている。

このような状況において、ポリ塩化ビフェニルによる環境汚染を防止し、将来にわたって国民の健康を保護し、生活環境の保全を図るためには、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を先送りしてこのまま長期にわたって保管を継続することは適当ではなく、その処理体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理を推進することが必要不可欠となっている。このためには、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の早期の処理について広く国民の理解が醸成されるとともに、その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）ポリ塩化ビフェニルを製造した者及びポリ塩化ビフェニルが使用されている製品（以下「使用製品」という。）を製造した者（以下「製造者等」という。）国、都道府県及び市町村が、この問題を解決するという確固たる意思をもって、それぞれの責務を果たさなければならない。

この基本計画は、このような認識の下、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

なお、本計画は、5年ごとに見直しを行うほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の整備状況等を勘案して必要な見直しを行うこととする。

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

第1節 現状

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。）第8条の規定に基づき、その保管事業者により届出された平成13年7月15日現在のポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類別の保管量は次のとおりである。

廃棄物の種類	保管量
高圧トランス	16,496台
高圧コンデンサ	220,345台
低圧トランス	30,412台
低圧コンデンサ	1,146,383台
柱上トランス	1,818,058台 (油の量としては173,857ト)
安定器	4,170,839個
廃ポリ塩化ビフェニル	1,114ト
ポリ塩化ビフェニルを含む廃油	1,998ト
感圧複写紙	679ト
ウエス	215ト
汚泥	17,698ト
その他の機器等	199,873台

また、保管事業者により届出された平成13年7月15日現在の使用製品の種類別の使用量は次のとおりである。

製品の種類	使用量
高圧トランス	1,689台
高圧コンデンサ	30,502台
低圧トランス	616台
低圧コンデンサ	17,510台
柱上トランス	1,992,000台 (油の量としては104,000ト)
安定器	868,256個
ポリ塩化ビフェニル	55kg
ポリ塩化ビフェニルを含む油	3kg
その他の機器等	42,067台

(注)「使用量」とは、電機機器等の電路に付設されているもの、試薬として試験研究機関等で使用されているものの量である。

第2節 平成28年7月までのポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

- 1 高圧トランス等、廃ポリ塩化ビフェニル等及び柱上トランス
ポリ塩化ビフェニルを使用した高圧トランス及び高圧コンデンサ並びにこれらと

同程度の大型の電機機器が廃棄物となったもの（以下「高圧トランス等」という。）
 廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油（以下「廃ポリ塩化ビフェニル等」という。）並びにポリ塩化ビフェニルを含む絶縁油を使用した柱上トランスが廃棄物となったもの（以下「柱上トランス」という。）についての特別措置法に基づき定められたポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限である平成28年7月までの発生量、保管量及び処分量並びに中間の年度である平成20年度末までの発生量、保管量及び処分量については、これらのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の整備状況等にかんがみ、次の(1)から(3)までの表に掲げるとおりと見込まれる。

なお、これらの表において、発生量及び処分量については期間の累積の量とし、保管量については期間の期末における保管量とする。

また、高圧トランス等の中には、超大型で搬出又は運搬ができない機器が含まれており、その処理に当たっては、保管又は使用されている場所において液抜き及び解体が必要となる場合があると考えられるが、これらが行われることを前提として処分量を見込むものとする。

(1) 高圧トランス等

年 度	発 生 量	処 分 量	保 管 量
現状 (平成13年7月)	—	—	高圧トランス 16,496台 高圧コンデンサ 220,345台 その他機器 48,941台
13～20	高圧トランス 1,000台 高圧コンデンサ 17,200台 その他機器 3,700台	高圧トランス 6,000台 高圧コンデンサ 84,500台 その他機器 18,600台	(平成21年3月) 高圧トランス 11,400台 高圧コンデンサ 153,000台 その他機器 34,000台
21～28	高圧トランス 700台 高圧コンデンサ 13,300台 その他機器 2,900台	高圧トランス 12,100台 高圧コンデンサ 166,300台 その他機器 36,900台	(平成28年7月) 高圧トランス 0台 高圧コンデンサ 0台 その他機器 0台

(注1)「発生量」とは、使用中の電機機器が期間内に廃棄物となる量である。

(注2)「その他機器」とは、低圧トランス、低圧コンデンサ、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断機及び整流器等のうち高圧トランス及び高圧コンデンサと同程度の大型のものをいう。

(注3)現状における保管量を除き、100台未満の数字を四捨五入している。

(2) 廃ポリ塩化ビフェニル等

年 度	発 生 量	処 分 量	保 管 量
現状			廃ポリ塩化ビフェニル 1,114ト

(平成13年7月)	—	—	ポリ塩化ビフェニルを含む廃油 1,998トン
13～20	廃ポリ塩化ビフェニル 0トン ポリ塩化ビフェニルを含む廃油 0トン	廃ポリ塩化ビフェニル 1,000トン ポリ塩化ビフェニルを含む廃油 700トン	(平成21年3月) 廃ポリ塩化ビフェニル 1,000トン ポリ塩化ビフェニルを含む廃油 1,300トン
21～28	廃ポリ塩化ビフェニル 0トン ポリ塩化ビフェニルを含む廃油 0トン	廃ポリ塩化ビフェニル 100トン ポリ塩化ビフェニルを含む廃油 1,300トン	(平成28年7月) 廃ポリ塩化ビフェニル 0トン ポリ塩化ビフェニルを含む廃油 0トン

(注1) 柱上トランスに由来するポリ塩化ビフェニルを含む廃油は含まない。
(注2) 現状における保管量を除き、100トン未満の数字を四捨五入している。

(3) 柱上トランス

年 度	発 生 量	処 分 量	保 管 量
現状 (平成13年7月)	—	—	容器 1,818,058台 (油の量としては) 173,857トン
13～20	容器 1,112,000台 (油の量としては) 64,000トン	容器 1,228,000台 (油の量としては) 143,000トン	(平成21年3月) 容器 1,702,000台 (油の量としては) 95,000トン
21～28	容器 880,000台 (油の量としては) 38,000トン	容器 2,582,000台 (油の量としては) 133,000トン	(平成28年7月) 容器 0台 (油の量としては) 0トン

(注) 現状における保管量を除き、1000台未満、1万トン未満の数字を四捨五入している。

2 その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物

1に掲げるもの以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物として、低圧トランス、低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器等の小型の電機機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙及びウエス等のポリ塩化ビフェニル汚染物並びに汚泥(以下「汚染物等」という。)があるが、これらについては早急に処理の体制を検討し、今後の処分量等を見込むこととする。

第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の 確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

第1節 保管事業者、製造者等、国及び地方公共団体の役割

1 保管事業者の役割

保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実にかつ適正に処理するとともに、保管及び処分の状況を都道府県又は保健所を設置する市(以下「都道府県市」という。)に届け出なければならない。

具体的には、保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物が処理されるまでの間、都道府県市の指導及び助言(以下「指導等」という。)に従い、ポリ塩化ビフェニルの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないようにその保管状況を点検し、必要に応じて改善のための措置を講ずるとともに、紛失したり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物ではないものとして処分したりすることのないよう適正に保管しなければならない。また、保管事業者は、特別措置法に基づき定められた処分の期限である平成28年7月までの間(以下「処分期間」という。)に、自ら又は環境事業団若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく許可を受けたポリ塩化ビフェニルに係る特別管理産業廃棄物処分業者(以下「処分業者」という。)に委託して、適正にポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分しなければならない。なお、保管事業者は、処分に当たっては、都道府県市の指導等に従い、漏えいのおそれその他の保管の状態に応じて安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、処分期間内に確実に処分されるよう環境事業団に委託する時期を定める等計画的に処分しなければならない。

とりわけ、多量のポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者(以下「多量保管事業者」という。)にあつては、特別措置法に基づき都道府県及び政令で定める市(以下「都道府県等」という。)が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)に即し、及び都道府県市の指導等に従い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定することが求められる。

2 製造者等の役割

製造者等は、使用製品を使用する事業者及び保管事業者に対し、これらの事業者が、使用製品であること及び使用製品が廃棄物となったものがポリ塩化ビフェニル廃棄物であることを確知できるように使用製品の特定の方法その他のポリ塩化ビフェニルの使用の有無を判断するために必要となる情報を提供することに努めなければならない。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者(以下「収集運搬業者」という。)及び環境事業団等のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う者に対し、これらの者が処理を支障なく行えるようにポリ塩化ビフェニルの組成、使用製品の材質、添加剤に関する情報その他の円滑な処理に必要な情報を提供することに努めなければならない。なお、国、都道府県市及び環境事業団は、様々な媒体を用いることにより、これらの情報を広く提供する等、製造者等の取組に協力するものとする。

また、製造者等は、特別措置法に基づく環境大臣の協力の要請を踏まえ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への資金の出えんについて協力することが求められるほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の必要性に関する国民、保管事業者及び使用製品を使用する事業者への普及啓発等、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実にかつ適正な処理の円滑な推進に協力しなければならない。

3 国の役割

国は、環境事業団を活用したポリ塩化ビフェニル廃棄物の拠点的な広域処理施設（以下「拠点的広域処理施設」という。）の整備を推進するほか、都道府県等と協力して広域的な収集運搬体制の確保を図るとともに、都道府県と協調してポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成を行うことにより、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制を整備することに努めるものとする。特に、拠点的広域処理施設における処理の実施に当たっては、国は、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるように都道府県等との調整、都道府県等と環境事業団との間の調整及び環境事業団の指導監督を行うものとする。

また、国は、全国のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等の状況及び拠点的広域処理施設における処理の進捗状況に関する情報の整理及び提供、より効率的な処理技術の開発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 地方公共団体の役割

都道府県市は、これまでにポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失等が発生している状況にかんがみ、当該都道府県市の区域内に存在するポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を実地に把握するとともに、これまで都道府県市において把握している情報に基づき、未届けのポリ塩化ビフェニル廃棄物がないよう保管事業者へ届出を徹底させるとともに、適正な保管のための措置、処分に当たっての安全な収集運搬の確保のための措置及び処分期間内の計画的な処分のための取組を講ずるよう必要な指導等を行うことが必要である。特に、拠点的広域処理施設における処理の実施に当たっては、都道府県等は相互に連携して、確実かつ適正な収集運搬を行うことができる収集運搬業者による広域的な収集運搬の体制の確保を行うとともに、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるように他の都道府県等との調整及び環境事業団との調整を行うことが必要である。また、都道府県等は、これらの保管事業者に対する指導の方針及び拠点的広域処理施設への計画的な搬入の方針について、処理計画に定めるとともに、都道府県市は当該方針に基づき保管事業者及び収集運搬業者に対する指導等を行うことに努めるものとする。

さらに、都道府県は、国と協調してポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成を行うことが必要である。

このほか、都道府県市は、国とともに、保管事業者に対し、特別措置法に基づく届出及び処分期間内の処分に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務に関し、周知徹底を図ることに努めるものとする。また、都道府県及び市町村は、国とともに、国民に対し、国及び地方公共団体が実施する施策への協力が得られるよう、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性その他の情報の提供を行うなどその理解を深めるよう努めなければならない。

第2節 処理施設の整備に関する方針

産業廃棄物であるポリ塩化ビフェニル廃棄物については、その保管事業者の責任において確実かつ適正に処理しなければならない、その処理に当たっては、当該事業者が自ら処分するか、又は処分を処分業者に委託しなければならない。しかし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分には高度な技術力と高額な設備投資を必要とするため、一部の民間事業者を除いては自ら処分することは実質的に困難な状況にある。また、事業として他人の需要に応じてポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を行う処理施設の設置については、主要な処理対象物の量が今後増える見込みがない一方、高い技術と多額の

資本を必要とするほか、地域住民の理解が得られにくいこと等から実現が困難な状況にある。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関して平成40年までの適正な処分等を盛り込んだ残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約について、我が国も加入しているところであり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を速やかに進めることは、国際的にも必要となっている。

このような状況を踏まえ、我が国全体のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することが必要であることから、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を大量に保管する特定の保管事業者等が自ら処分することを促進しつつ、国及び地方公共団体の相互の密接な連携の下、国が、環境事業団を活用して、速やかに拠点的広域処理施設の整備を図ることを基本とする。

拠点的広域処理施設については、当面、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の大部分を占め、迅速に処理体制を確保することが必要となっている高圧トランス等を処理の対象物の中心として整備を進めることとする。安定器等の小型の電機機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙等の汚染物等については、分解すべきポリ塩化ビフェニルの量そのものはわずかであることから、安全性の確保を前提としつつ、既存の処理技術の応用を含めて、効率的な処理ができるように技術の評価及び適切な技術の活用を推進し、これらの処理体制の整備について早急に検討を進めることとする。なお、安定器に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物については、技術的蓄積が進み、安全に処理できる状況にあることから、拠点的広域処理施設の処理対象地域のうち、大量に当該廃棄物が保管されている地域について処理体制の整備に着手するとともに、それ以外については、今後の技術開発の状況を踏まえつつ、安定器以外の汚染物等と合わせてより効率的な処理ができるよう、処理体制の整備を検討するものとする。

また、拠点的広域処理施設の整備に当たっては、経済合理性を確保するため、環境事業団は、中小企業者及び中小企業者以外の事業者であって処分を環境事業団に委託する意思があるものが保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理の対象とし、これらが処分期間を通じて一定の量で計画的に搬入されることにより、効率的に処理施設を稼働できるようにすることを前提に、必要最小限の処理能力を確保するものとする。

廃ポリ塩化ビフェニル等及び柱上トランスを大量に保有している保管事業者については、既に自ら処理施設を設置し、又は設置を計画する等その処理に向けた取組が具体的に進められているところであり、これらの保管事業者等の取組を促進することが重要である。このうち、柱上トランス又はその柱上トランスから抜き取った絶縁油については、これらを保有する特定の電力会社等における処理体制の整備を踏まえ、計画的な処理を行うものとする。

第3節 環境事業団を活用した拠点的広域処理施設による処理体制の整備の方向

1 環境事業団による拠点的広域処理施設の整備

国は、地元地方公共団体との調整の結果を踏まえ、次の表に掲げるとおり、環境事業団を活用した拠点的広域処理施設の整備を推進する。また、この表に掲げられた事業対象地域以外の地域については、これまで、国、一部の地方公共団体及び環境事業団が処理体制の構築を図るべく調整を進めてきたが、いまだ拠点的広域処理施設の立地に至っていない状況にあることから、国にあっては、当該地域におけるすべての県及び保健所を設置する市の協力を得て、環境事業団とともに、拠点的広域処理施設の立地を含め処理体制の確保のための方策を検討し、当該地域の処理体制の整備をできる限り速やかに図るものとする。

事業名	実施場所	事業対象地域	処理対象	施設能力	事業の時期
北九州	福岡県 北九州市 若松区 響町1丁目	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島 県、沖縄県	第1期工事で整備する施設においては、北九州市の区域等に存する高圧トランス等及び廃ポリ塩化ビフェニル等をまず対象とし、第2期工事で整備する施設と合わせて、事業対象の全区域内の高圧トランス等及び廃ポリ塩化ビフェニル等に加えそれ以外のものの処理を検討。	第1期 約0.5 トン/日 (ポリ塩 化ビフェ ニル分解 量) 第2期の 施設能力 については、 処理対象 量の把握 を踏まえ、 今後設定 する。	処理の開始の予定時期 平成16年12月 事業の完了の予定時期 平成28年3月
豊田	愛知県 豊田市 細谷町3 丁目	岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	高圧トランス等及び廃ポリ塩化ビフェニル等	約2トン /日(ポリ 塩化ビ フェニル 分解量)	処理の開始の予定時期 平成17年9月 事業の完了の予定時期 平成28年3月
東京	東京都 江東区 青海2丁 目地先	埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川 県	トランス、コンデンサ、安定器が廃棄物となったもの並びに廃ポリ塩化ビフェニル等	約2トン /日(ポリ 塩化ビ フェニル 分解量)	処理の開始の予定時期 平成17年11月 事業の完了の予定時期 平成28年3月
大阪	大阪府 大阪市 此花区 北港白津 2丁目	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山 県	高圧トランス等及び廃ポリ塩化ビフェニル等	約2トン /日(ポリ 塩化ビ フェニル 分解量)	処理の開始の予定時期 平成18年4月 事業の完了の予定時期 平成28年3月
北海道	北海道 室蘭市 仲町	北海道	高圧トランス等及び廃ポリ塩化ビフェニル等	約0.2 トン/日 (ポリ塩 化ビフェ ニル分解 量)	処理の開始の予定時期 平成18年10月 事業の完了の予定時期 平成28年3月

2 環境事業団によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の実施のための体制

環境事業団が整備する拠点的広域処理施設における計画的な処理の実施のため、国、事業対象地域内にある都道府県市（以下「関係都道府県市」という。）及び環境事業団は、相互の密接な連携の下に、次のとおり協力してポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に取り組むこととする。

(1) 環境事業団の取組

環境事業団は、その拠点的広域処理施設における安全かつ効率的な処理を実施するため、地域住民及び地元地方公共団体に対して的確な情報公開を行い、地域住民の理解と信頼を得ることに努めなければならない。

また、環境事業団は、拠点的広域処理施設におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な搬入を確保し、安全かつ効率的に処理が実施できるよう、関係都道府県市に対して搬入に係る情報を提供するとともに、関係都道府県市と十分な連絡調整を行った上で、受入条件及び受入計画を定めるものとする。

(2) 都道府県市の取組

関係都道府県市は、環境事業団の拠点的広域処理施設における円滑な処理を確保

するため、当該地域におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の搬入の時期、進行管理その他の計画的な搬入のための取組について、相互に十分な協議及び調整を行うとともに、環境事業団とも十分な連絡調整を行うものとする。また、関係都道府県等は、これらの協議及び調整を踏まえて、計画的な搬入のための方針を処理計画に定めるとともに、当該処理計画に基づき、関係都道府県市は保管事業者に対し、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を計画的に拠点的広域処理施設に搬入するよう指導等を行うことに努めるものとする。

また、地元地方公共団体は、地域住民に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の必要性の説明、環境事業団による拠点的広域処理施設周辺の環境の状況の監視に関する情報の提供その他の地域の実情に応じたポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する地域住民の理解を深める取組を行うことが必要である。

(3) 国の取組

国は、環境事業団が行う事業の全般を統括し、環境事業団を指導監督するとともに、関係都道府県市との協議及び関係都道府県市と環境事業団との間の連絡調整に際し、広域的な見地から必要な調整を行うこととする。

また、国は、環境事業団が行う拠点的広域処理施設の整備に対し補助を行うことを通じ、中小企業者の保有する高圧トランス等に係る費用負担の軽減を図るとともに、環境事業団の長期借入金に係る債務について保証することにより、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の円滑な推進に努めるものとする。

3 処分を環境事業団に委託する保管事業者の責務

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を環境事業団に委託しようとする保管事業者は、拠点的広域処理施設が、経済合理性の確保の観点から、事業対象地域におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な搬入を前提に整備されているものであることを踏まえ、都道府県市の指導等に従うとともに、あらかじめ、環境事業団と連絡調整を行い、環境事業団の受入条件及び受入計画に支障を生じないように計画的な搬入を行うことに努めなければならない。

特に、多量保管事業者にあっては、環境事業団の受入条件及び受入計画と整合を図りつつ、搬入の量、搬入の時期及び搬入の方法その他計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定し、当該計画に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が完了するまでの間、計画的な搬入を行うことに努めなければならない。

第4節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬の体制

1 収集運搬の安全性の確保

環境事業団が整備する拠点的広域処理施設を中核とした処理の体制の下で確実かつ適正な処理を円滑に進めるためには、それぞれの事業対象地域内に広く存在するポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域的かつ計画的な収集運搬の体制を確保することが必要不可欠である。

これまでポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理がほとんど行われてこなかったことにかんがみ、国は、収集運搬を行う者による安全かつ効率的なポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬を確保できるよう、必要な技術的事項を2に述べるガイドラインとして定めるとともに、都道府県市において保管事業者及び収集運搬を行う者に対する適切な指導監督が行われるよう、必要に応じて廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理基準等の見直しを行うものとする。

都道府県市は、特別措置法に基づく届出等により、保管事業者のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状態を把握するとともに、保管事業者及び収集運搬を行う者が、収集運搬中の漏えい防止のために必要な措置を実施するよう、必要に応じて立入検査等を行い、適切な指導監督に努めるものとする。

収集運搬を行う者は、都道府県市の指導等に従い、2に述べるガイドラインに従って安全かつ効率的な収集運搬を行うとともに、保管事業者及び環境事業団又は処分業者と相互に調整を図り、確実かつ適正な収集運搬に努めるものとする。

2 収集運搬に係るガイドラインの策定

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に当たっては、収集運搬を行う者が、廃棄物処理法の規定に基づき、当該廃棄物が飛散し、及び流出する等により、人の健康被害又は生活環境に係る被害が生じないように必要な措置を講じ、安全性を確保しなければならない。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬が広域、かつ一定期間行われることとなることから、国は、廃棄物処理法に基づく収集運搬に係る基準を遵守するために必要となる技術的な事項について明確化したポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に係るガイドラインを定めるものとする。

当該ガイドラインには、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり保管されてきた実情等を踏まえ、積込み及び積下し等収集運搬の各段階におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の取扱いに係る留意事項、運搬容器及び運行管理の方法等を定め、十分な安全対策を講じさせることにより事故等の未然防止を図ることができるようにするとともに、事故時等の緊急時における対応方策についても明らかにすることとする。

3 計画的な収集運搬の体制の整備

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬の体制の整備に当たっては、少量のポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者が多数存在すること、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類が多岐にわたること、処理施設の規模に応じて適正かつ計画的な搬入が確保されるようにする必要があること等を踏まえ、処理施設の能力に見合った収集運搬ができる体制とすることが重要である。

このため、都道府県市は、拠点的広域処理施設への計画的な収集運搬、対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類、数量、運搬手段、運搬経路及び保管事業者に対する指導方針並びに緊急時の連絡体制等について十分な協議、調整を相互に行うとともに、これを踏まえて都道府県等は、処理計画において、計画的な搬入のための方針について定めるものとする。また、都道府県市は、保管事業者に対して計画的に環境事業団が整備する拠点的広域処理施設にポリ塩化ビフェニル廃棄物が搬入されるよう、処理計画に基づいて、適切に指導を行うことが必要である。

環境事業団は、都道府県市と連絡調整を十分に行い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な搬入を確保できるようにするとともに、拠点的広域処理施設への搬入の状況に関する情報を都道府県等と共有し、計画的な収集運搬の管理及び実施が確保されるようにする。

このほか、環境事業団の拠点的広域処理施設を始めとした処理施設へのポリ塩化ビフェニル廃棄物の搬入に係る収集運搬に当たっては、一層の安全性及び効率的かつ計画的な搬入を確保するため、収集運搬を行う者による運搬車両ごとの運行管理及び環境事業団又は処分業者による搬入管理が重要である。この場合において、運行管理及び搬入管理に係る情報提供は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る地域住民の理解を深める上で極めて重要であることから、関係者の適切な役割分担の

下、これらの管理に係るシステムの総合的な整備及びその的確な情報公開の方法について検討するものとする。

第5節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による円滑な処理の推進

1 中小企業者の負担軽減措置

ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、高濃度のポリ塩化ビフェニルを含む絶縁油を使用した高圧トランス等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の大部分を占めることから、その処理を確実かつ適正に行うことが極めて重要である。一方で、高圧トランス等は、これらの機器が大型であって、相当量のポリ塩化ビフェニルが含まれ、付着し、染み込んだ廃棄物であることから、ポリ塩化ビフェニルを除去し、分解するために高額な費用を要する。

中小企業者については、費用負担能力が小さいため、高圧トランス等に係る高額な処理費用の負担軽減を図り、もって平成28年7月までに計画的に、確実かつ適正な処理を促進することが必要である。このため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を国及び都道府県が協調して造成し、中小企業者が、高圧トランス等の処分を環境事業団に委託して行う場合にその処理費用が軽減されるよう、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から処理の主体である環境事業団に対して中小企業者の費用負担軽減に要する額を支出することとする。また、環境事業団のほか、環境大臣が指定する確実かつ適正な処理を行うことができる廃棄物処理センター、その他の処分業者の場合であっても、同様の方法によって、中小企業者の処理費用負担を軽減することとする。

2 製造者等のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への資金の出えんの協力

財団法人電気絶縁物処理協会の基本財産に出えんした製造者等により、特別措置法の趣旨に沿って、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金へ資金が拠出されているところである。

今後とも、国は、製造者等に対して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への拠出について協力を要請していくこととする。製造者等は、難分解性である等の性質を持ち、高額な処理費用を要するポリ塩化ビフェニル及び使用製品を製造した者としての社会的な責任にかんがみ、国の要請を踏まえ資金の出えんについて協力することが求められる。

製造者等が基金に拠出した資金は、高圧トランス及びコンデンサが廃棄物となったポリ塩化ビフェニル廃棄物処理に際しての環境の状況の把握のための監視及び測定並びに安全性の評価並びに安全性の確保のための研修及び研究に係る費用、環境事業団その他環境大臣の指定する処理主体において適正に処理するために必要となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る費用、その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の設置及び管理を推進するために地域住民の理解を増進することに資する事業に要する費用に充てることとし、もってポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を円滑に推進できるようにする。

第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

第1節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る情報の収集、整理及び公開

1 全国のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等状況の情報の収集、整理及び公開

保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者から特別措置法に基づき毎年度都道府県市に届出されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する情報については、都道府県市によって毎年度、公表されることとされていることから、地域におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況は、当該公表により、情報提供されることとなる。

国は、全国的なポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、国民、地方公共団体その他の関係者に広く情報提供するため、都道府県市に届出された保管及び処分の状況に関する情報を集約し、処分の進捗状況等を分かりやすく提示していくよう努めるものとする。

都道府県市は、特別措置法に基づく公表に際して、国の取組に準じて、地域のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する情報を、地域の住民その他の関係者に対して分かりやすく提示していくよう努めるものとする。

また、ポリ塩化ビフェニルを絶縁油に使用する電気工作物（以下「ポリ塩化ビフェニル電気工作物」という。）等の使用、保管及び処分の状況を適切に把握するため、特別措置法に基づく届出情報及び電気事業法電気関係報告規則に基づくポリ塩化ビフェニル電気工作物の設置の状況に関する報告情報との共有化について、都道府県市と各地方経済産業局等との間で情報交換を行うことにより両制度の連携を図ることとしている。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進に必要な情報の公開

環境事業団をはじめ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設を設置し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う者は、処理施設周辺の地域住民に対して、事業の安全性、信頼性に対する理解を深めることにより、安心感を醸成するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する計画、処理施設における処理の状況、施設の維持管理の状況及び施設周辺の環境の状況の把握のための監視の内容等について、廃棄物処理法に基づく維持管理に係る記録の開示にとどまらず、処理施設の公開等により積極的に情報公開を行い、地域住民への十分な説明等に努めなければならない。

3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進に必要な知識の普及等

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他の必要な体制を整備し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するためには、国民、保管事業者及び製造者等の理解と協力が不可欠である。このため、国及び地方公共団体は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する知識の普及及び意識の向上を図るとともに、とりわけ、国民の不安感を払拭するに足る十分な情報が不足していたことが長年にわたってポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の整備が停滞した一因であったと考えられることにかんがみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する正しい情報を広く提供し、国民の理解を増進することに努めなければならない。

また、国及び地方公共団体は、国民、保管事業者、製造者等及び処理業者等のすべての関係者が、ポリ塩化ビフェニルによる環境リスクに関する科学的な情報を共有できるよう努めるものとする。

第2節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する調査研究及び技術開発の推進

ポリ塩化ビフェニル廃棄物は、高圧トランス等や柱上トランスに限らず、汚染物等として、感圧複写紙、汚泥、バラストなどの多様な種類の廃棄物が存在しており、そ

の性状及び形状は非常に多岐にわたっている。

このように、様々な性状及び形状の汚染物等の安全かつ効率的な処理体制の整備を進めるためには、ポリ塩化ビフェニルが使用されていた製品等の特定から、保管状況、それらの性状及び形状、収集運搬及び処分の全体にわたる一連の調査を行う必要がある。このため、国において必要な調査を行うとともに、民間事業者等における技術開発及び実用化の取組が行われるよう必要な情報の提供に努め、様々な汚染物等の特徴に応じた効率的な処理方法の確立に努めるものとする。なお、民間事業者等の技術開発の状況を踏まえ、開発すべき処理技術の緊急性等を総合的に勘案し、国が必要な技術開発に取り組むものとする。

また、国は、安全性の確保を前提としつつ、より効率的なポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が図られるよう、民間事業者におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する新技術について、技術の評価を行い、その実用化の促進に努めるものとする。

第3節 その他必要な事項

1 低濃度のポリ塩化ビフェニルに汚染された絶縁油を含むトランス等の処理

ポリ塩化ビフェニルを使用していないとするトランス、コンデンサ及びリアクトル（以下「トランス等」という。）の中には、低濃度のポリ塩化ビフェニルに汚染された絶縁油を含むトランス等が存在することが明らかになっている。現在のところ、どのような経路によりこれらの機器にポリ塩化ビフェニルが混入したかについて、原因は明らかになっていないことから、原因を早急に究明するとともに、ポリ塩化ビフェニルが混入したトランス等の量を明らかにし、その処理体制を整備することが必要である。

このため、国は、特別措置法第15条に基づき、製造者等及び社団法人日本電機工業会等の関係団体に対し、ポリ塩化ビフェニルが混入した原因の究明、混入したトランス等を特定するための調査及びトランス等を使用している事業者への情報提供を要請するとともに、国の関係機関が連携して情報提供等に努めることとしている。また、ポリ塩化ビフェニルが混入したトランス等の適切な処理体制について、環境事業団によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の整備の状況等を勘案しつつ、国の関係機関が連携して検討するものとする。

都道府県市は、トランス等を使用している事業者及び廃トランス等の保管事業者並びに廃トランス等に係る産業廃棄物処分業者に対して、ポリ塩化ビフェニルを含む廃トランス等が不適正に保管及び処理されることがないように情報提供等に努めるものとする。

また、ポリ塩化ビフェニルが混入した又はその可能性があるトランス等を使用している事業者にあつては、その使用を終え、廃棄しようとする場合には、製造者等及び社団法人日本電機工業会等の関係団体から提供されるポリ塩化ビフェニル混入の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該製造者等に対して、ポリ塩化ビフェニル混入の可能性の有無について確認するものとする。

さらに、廃トランス等に係る産業廃棄物処分業者にあつては、ポリ塩化ビフェニルを含む廃トランス等を誤って処分しないよう、国、都道府県及び製造者等から提供される情報に注意し、必要に応じ排出事業者に対してポリ塩化ビフェニル含有の有無を確認するなどの必要な措置を講じなければならない。

2 ポリ塩化ビフェニルの使用された部品を含む家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、テレビ、ルームクーラー及び電子レンジにつ

いては昭和47年まで、ポリ塩化ビフェニルを含む低圧コンデンサを使用して製造されたものがあり、これまでは、これらの家電製品の製造者によりポリ塩化ビフェニルを使用した部品の取外し及び保管が行われてきたところである。今後とも、ポリ塩化ビフェニルの製造が禁止される昭和49年以前に製造された上記3機種の家電製品については、ポリ塩化ビフェニルを使用した部品を含む家電製品である可能性があるため、市町村は廃家電製品等の処理に際しては、これまで通り、当該家電製品の製造者に取外しを依頼するなど、ポリ塩化ビフェニルを使用した部品の取扱いに留意する必要がある。

また、家電製品の製造者が取り外したポリ塩化ビフェニルを使用した部品は家電製品の製造者の責任の下に保管されており、ポリ塩化ビフェニル廃棄物として適正に処理されるものである。

3 優良なポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への支援

優良なポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の整備を支援する制度として、その他の産業廃棄物処理施設と同様に、税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資等の制度及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成4年法律第62号）に基づく支援制度が設けられており、これらの制度の活用を図る。